

平成20年度 第7回浦安市環境審議会 会議要旨

1 . 開催日時 平成21年3月30日(火)午前10時~正午

2 . 開催場所 浦安市文化会館3階大会議室

3 . 出席者

(委員)

柳憲一郎、望月賢二、奥真美、畑中範子、上野菊良、武藤睦美、
小川和裕、鈴木昭夫、石橋正貴、小林章宏

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明

環境保全課長 中谷和久、同課副主幹 金子和男、同課環境推進班主査 前田正成

同課環境計画班 森田和徳、杉町順子、篠原太一

同課環境推進班 久我真弘

4 . 内 容

(1) 開会

(2) 議題

環境保全条例施行規則に係る規制基準案について

(3) 閉会

5 . 会議経過

環境保全条例施行規則に係る規制基準案について

・説明

第6回環境審議会でのご意見、ご質問に対する事務局説明を行った。

・質疑

会長

事務局より拡声機の使用基準と夜間飲食店営業等についての検討経緯や整理の仕方などの説明があった。拡声機の使用基準については、審議会として、答申案より5デシベルずつ低い従来どおりの基準を提案してきた。

また、夜間の飲食店営業等の規制の対象とする業種については、従来のものに加えて、市域の実情と他市の事例を参考に必要な業種を新たに加えてもよいのではないかと考えており、これらを答申時の附帯意見として提出し、市に検討していただくということで考えている。

委員

夜間の飲食店営業等の規制対象となるものの中に、コンビニエンスストアを追加してもいいのではないか。

会長

事務局では、ゲームセンターやコンビニエンスストア、コンテナ倉庫等を追加することを考えている。

事務局

規制対象に加えたほうがいいものとして、洗車場の営業、駐車場営業、カラオケ店営業、パチンコ店営業、ゲームセンター営業、コンビニエンスストア営業、コンテナ倉庫営業を考えています。コンテナ倉庫については、倉庫からの荷物の出し入れの際の音について苦情等があることから新たに加えていく方向です。

委員

規制対象に飲食店の営業とあるが、この営業の範囲はどの程度か。

事務局

ここでいう飲食店営業というのは、食品衛生法施行令の中に定められている飲食店や、喫茶店営業等が対象となっています。

会長

資料にある「2夜間の飲食店営業等」の飲食店営業のカッコ内の店舗は、法律で定める飲食店営業の例示が掲載されているものと考えてよい。

事務局

食品衛生法施行令による飲食店営業等では、「その他食品を調理し設備を設けて客に飲食させる営業」という内容になっています。

会長

事務局が規則を運用するにあたり、規則に書かれていないから対象外と

思われることも考えられる。誤解のないように例示しておいた方がいい。

事務局

食品衛生法施行令第35条には、「飲食店営業は、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレー、その他食品を調理し、または設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次に該当する営業を除く。」などとなっています。会長がおっしゃったとおり、全部は資料に書いてありませんが、その他の営業に含まれるとご理解いただいていいと思います。

規制対象とする業種については、マニュアルを作成するなどし、誤解のないように進めていきます。

会長

議論が終了したようなので、これから答申案について事務局から説明する。

(事務局が答申案を読み上げる)

拡声機の使用基準については、諮問案を概ね適切であると認めた上で、審議会での議論の結果を附帯意見として付すこととしたい。内容については、市民の静穏な生活環境の確保に着目し、現行の浦安市公害防止条例を基本としつつ、市域の実情等を勘案した上で検討されるよう求めることとし、さらに、夜間の飲食店営業等に係る騒音の規制の対象とすべき業種についても、市域の実情等を勘案した上で検討するよう求めることとするが、この内容でよろしいか。

(異議なし)

この答申案を審議会の総意とし、市に答申することとしたい。

これまで審議してきた環境保全条例の施行規則の規制基準については、答申内容が確認されたことをもって終了とする。

以上で、本日の環境審議会を終了する。

閉 会